

令和3年

第1回市議会定例会 議案第36号

函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備および
運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備および運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月25日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備および
運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備および運営に関する
基準等を定める条例（平成25年函館市条例第14号）の一部を次の
ように改正する。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り，「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第32条各号列記以外の部分中「の各号」を削り，「第36条」を「第36条第1項」に改める。

第34条に次の1項を加える。

- 4 指定居宅介護事業者は，適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第34条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第34条の2 指定居宅介護事業者は，感染症や非常災害の発生時において，利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための，および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務

継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第35条に次の1項を加える。

- 3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施すること。

第36条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第36条の次に次の1条を加える。

(身体拘束等の禁止)

第36条の2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを

得ない場合を除き，身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 指定居宅介護事業者は，やむを得ず身体拘束等を行う場合には，その態様および時間，その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は，身体拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 従業者に対し，身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第41条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第41条の2 指定居宅介護事業者は，虐待の発生またはその再発を防止するため，次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護事業所において，従業者に対し，虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条中「第36条」を「第36条第1項」に改める。

第49条第1項中「第33条」の後ろに「，第36条の2」を加え，「第36条」を「第36条第1項」に改め，同条第2項中「第33条」の後ろに「，第36条の2」を加え，「第36条」を「第36条第1項」に，「第48条第2項」を「同条第2項」に改める。

第60条第5項中「いう」を「いい，テレビ電話装置等を活用して行

うことができるものとする」に改める。

第69条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「第74条」を「第74条第1項」に改める。

第70条に次の1項を加える。

- 4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第72条第3項中「前2項」を「第1項および第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第73条第2項中「指定療養介護事業所」を「当該指定療養介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定療養介護事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定療養介護事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第74条に次の1項を加える。

- 2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第75条を次のように改める。

第75条 削除

第77条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第4号中「第75条第2項」を「次条において準用する第36条の2第2項」に改める。

第78条中「第21条」の後ろに「，第34条の2」を加え、「第37条，第38条第1項」を「第36条の2から第38条（第2項を除く。）まで」に、「第41条」を「第41条の2」に改める。

第87条の2の見出しを「（職場への定着のための支援等の実施）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第194条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第91条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第92条第2項中「指定生活介護事業所」を「当該指定生活介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「，次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定生活介護事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定生活介護事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第94条に次の1項を加える。

2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第95条中「第29条」の後ろに「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「および第75条から第77条まで」を「、第76条および第77条」に改め、「、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第95条において準用する第75条第2項」と」を削り、「同項第5号および第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に改める。

第95条の5中「第29条」の後ろに「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改める。

第110条中「第30条」の後ろに「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に改め、「、第75条」を削り、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第110条の4中「第30条」の後ろに「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に改め、「、第75条」を削る。

第123条中「第35条」を「第34条（第1項および第2項を除く。）」に改める。

第149条中「第29条」の後ろに「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改め、「、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第149条において準用する第75条第2項」と」を削り、「同項第5号および第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「「第94条」を「「第94条第1項」に、「第94条」と、第94条」を「第94条第1項」と、第94条第1項」に改める。

第149条の4中「第29条」の後ろに「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を

「第76条、第77条」に改める。

第158条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第4号中「第75条第2項」を「第36条の2第2項」に改める。

第159条中「第29条」の後ろに「，第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に改め、「，第75条」を削り、「第94条」を「第94条第1項」に、「第94条」と、「第94条」を「第94条第1項」と、「第94条第1項」に改める。

第159条の4中「第29条」の後ろに「，第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に改め、「，第75条」を削る。

第163条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

第164条第2項中「第4項までおよび第6項」を「第5項まで」に改める。

第170条の見出しを「（職場への定着のための支援等の実施）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、第194条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第172条中「第29条」の後ろに「，第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改め、「，同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第172条において準用する第75条第2項」と」を削り、「同項第5号および第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第94条」を「第94条第1項」に、「第94条」と、「第94条」を「第94条第1項」と、「第94条第1項」に改める。

第183条に次の1項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、第194条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、

第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第184条の2の次に次の1条を加える。

(基準省令に規定する事項の評価等)

第184条の3 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として基準省令第196条の3に規定する厚生労働大臣が定める事項について、同条に規定する厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第185条中「第29条」の後ろに「，第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条，第77条」に改め、「，同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第185条において準用する第75条第2項」と」を削り、「同項第5号および第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第190条中「第29条」の後ろに「，第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条，第77条」に改め、「，同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第190条において準用する第75条第2項」と」を削り、「同項第5号および第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「「第94条」を「「第94条第1項」に，「第94条」と，第94条」を「第94条第1項」と，第94条第1項」に改める。

第194条中「第29条」の後ろに「，第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条，第77条」に改め、「，同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第194条において準用する第75条第2項」と」を削り、「同項第5号および第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第194条の8の見出しを「（職場への定着のための支援等の実施）」に改め、同条第2項中「対面」の後ろに「またはテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法」を加える。

第194条の12および第194条の20中「第34条から」の後ろに「第36条まで、第37条から」を加える。

第196条第3項中「指定共同生活援助」を「指定共同生活援助事業所」に改める。

第200条に次の1項を加える。

- 6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第201条中「第29条」の後ろに「，第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条，第77条」に改め、「，同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第201条において準用する第75条第2項」と」を削り、「同項第5号および第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第201条の4第4項および第5項中「日中サービス支援型指定共同生活援助」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」に改める。

第201条の11中「第29条」の後ろに「，第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条，第77条」に改め、「，同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第201条の11において準用する第75条第2項」と」を削り、「同項第5号および第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第201条の14第3項中「外部サービス利用型指定共同生活援助」を「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」に改める。

第201条の21に次の1項を加える。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第201条の22中「第29条」の後ろに「，第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条，第77条」に改め、「，同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第201条の22において準用する第75条第2項」とを削り、「同項第5号および第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第202条第1項中「および第5項」を削り，同条第2項各号列記以外の部分中「第6項」を「第5項」に改める。

第210条第1項中「第29条」の後ろに「，第34条の2」を加え、「第37条から」を「第36条の2から」に、「第61条まで」を「第62条まで」に改め、「第72条まで」の後ろに「，第76条」を加え、「第94条の」を「第92条から第94条までの」に、「第210条第2項から第5項までにおいて準用する第90条」と，同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第210条第1項において準用する第75条第2項」と，同項第5号および第6号」を「第210条第1項において準用する第90条」と，同項第4号から第6号までの規定」に、「第94条中「前条」とあるのは「第210条第2項から第5項まで」を「第90条第2号中「介護給付費または特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と，第94条第1項中「前条」とあるのは「第210条第1項」に改め，同条第2項中「第62条，第75条，第76条，」を削り，「から第90条まで，第92条および第93条」を「および第87条」に改め，「，第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と」，「および第88条第4項」および「，第90条第2号中「介護給付費または特例介護給付費」とあるのは「特例介護

給付費」と、第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第3項中「第62条、第75条、第76条、第88条から第90条まで、第92条、第93条、」および「、第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第88条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第90条第2号中「介護給付費または特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第4項中「第62条、第75条、第76条、第88条から第90条まで、第92条、第93条、」および「、第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第88条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第90条第2号中「介護給付費または特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第5項中「第62条、第75条、第76条、」、 「、第88条から第90条まで、第92条、第93条」および「、第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第88条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第90条第2号中「介護給付費または特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削る。

附則第4条第1項および第2項各号列記以外の部分中「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年

3月31日までの間、改正後の第3条第3項および第41条の2（第44条第1項および第2項、第44条の4、第49条第1項および第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第201条、第201条の11、第201条の22ならびに第210条第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

第3条 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第34条の2（第44条第1項および第2項、第44条の4、第49条第1項および第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第201条、第201条の11、第201条の22ならびに第210条第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防およびまん延の防止のための措置に係る経過措置）

第4条 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第35条第3項（第44条第1項および第2項、第44条の4、第49条第1項および第2項、第123条、第194条の12ならびに第194条の20において準用する場合を含む。）、第73条第2項および第92条第2項（第95条の5、第110条、第110条の4、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第201条、第201条の11、第201条の22および第210条第1項において準用する場合を含む。）

の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（身体拘束等の禁止に係る経過措置）

第5条 施行日から令和4年3月31日までの間、改正後の第36条の2第3項（第44条第1項および第2項、第44条の4、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第201条、第201条の11、第201条の22ならびに第210条第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定障害福祉サービスの事業等の一般原則、運営の基準等に関する規定を整備するため